

オーストラリア株式ファンド

ファンドの概要

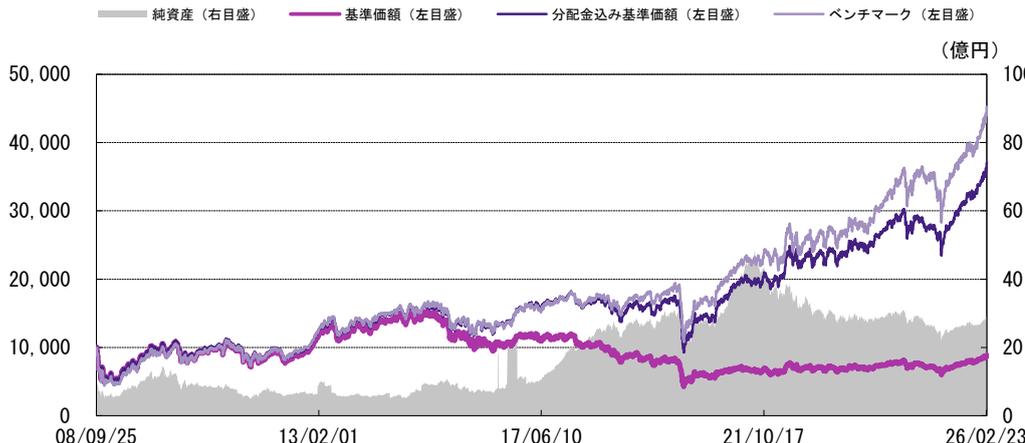
設定日 2008年9月26日
 償還日 2049年8月13日
 決算日 毎年2月、5月、8月、11月の
 各15日（休業日の場合は翌営業日）
 分配時期 決算日毎

ファンドの特色

- オーストラリアの株式を主な投資対象とします。
- ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用を担当します。
- 年4回（原則、2月、5月、8月、11月の各15日）決算を行ないます。

※当レポートでは基準価額を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

＜基準価額の推移＞



基準価額 : 8,880円
 純資産総額 : 29.54億円

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。
 ※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。
 ※ベンチマークは、S&P/ASX 200指数（税引後配当込み、円換算ベース）です。公表指数をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが円換算します。
 ※設定日の前営業日を10,000として指数化しています。
 ※S&P/ASX 200指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS&PDJIIに帰属します。

＜基準価額の騰落率＞

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	5.85%	14.02%	19.51%	38.43%	55.33%	270.55%
ベンチマーク	5.66%	15.57%	19.41%	35.60%	69.37%	352.10%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※ベンチマークは、S&P/ASX 200指数（税引後配当込み、円換算ベース）です。

＜分配金実績（税引前）＞

設定来合計			直近12期計		
12,240円			1,440円		
2023/5/15	2023/8/15	2023/11/15	2024/2/15	2024/5/15	2024/8/15
120円	120円	120円	120円	120円	120円
2024/11/15	2025/2/17	2025/5/15	2025/8/15	2025/11/17	2026/2/16
120円	120円	120円	120円	120円	120円

＜資産構成比率＞

株式	比率
うち先物	0.0%
現金その他	5.7%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率で、対純資産総額比です。

＜株式組入上位5業種＞

業種	比率
1 素材	25.7%
2 銀行	23.6%
3 電気通信サービス	8.1%
4 その他	5.3%
5 保険	5.2%

※マザーファンドの状況です。

※比率は対組入株式時価総額比です。

＜株式組入上位10銘柄＞（銘柄数：45銘柄）

銘柄名	業種	比率
1 BHP GROUP LTD	素材	8.69%
2 WESTPAC BANKING CORP	銀行	8.23%
3 COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	6.44%
4 RIO TINTO LTD	素材	5.02%
5 NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	5.01%
6 TELSTRA GROUP LTD	電気通信サービス	3.75%
7 WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	エネルギー	3.62%
8 NORTHERN STAR RESOURCES LTD	素材	3.24%
9 ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3.03%
10 ORIGIN ENERGY LTD	公益事業	2.76%

※マザーファンドの状況です。比率は対純資産総額比です。

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。

※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を促すことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



<株式通貨別投資比率>

通貨	比率
オーストラリアドル	100.0%
その他通貨	0.0%

※マザーファンドの状況です。
※比率は対組入株式時価総額比です。

<基準価額騰落額の要因分解>

前月末基準価額	8,509円
要因	
株式	304円
為替	200円
分配金・その他	-133円
当月末基準価額	8,880円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

<組入株式の予想配当利回り(年率換算)>

予想配当利回り	3.8%
---------	------

※上記予想配当利回りは、月末時点で組み入れている各組入株式の予想配当利回りをマザーファンド全体の組入株式時価総額のウェイトで加重平均したものです。また、信託報酬等の費用を控除したものではありません。

※上記は、当ファンドおよび組入株式の利回り、運用成果等について何ら約束するものではありません。

<ご参考情報 為替推移(円/オーストラリアドル)>



※信頼できると判断した情報をもとに
アモーヴァ・アセットマネジメントが作成。

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

2026年2月のオーストラリア株式市場は、素材セクターの堅調な推移を背景に大幅な上昇となりました。オーストラリアの代表的な株価指数（S&P/A S X 200指数）は、世界株式（M S C I ワールド指数）や米国株式（S&P 500指数）を上回るパフォーマンスとなりました。セクター別では、ばらつきがみられ、素材や金融セクターが市場を牽引した一方で、ヘルスケア、情報技術、一般消費財・サービス、不動産セクターなどは軟調に推移しました。

金融政策面では、オーストラリア準備銀行（R B A）が政策金利を0.25%引き上げ、3.85%としました。

オーストラリアドルは円に対して上昇しました。オーストラリア準備銀行（R B A）が政策金利を引き上げ、また追加利上げが意識されたことや、オーストラリアの消費者物価指数（C P I）が市場予想を上回ったこと、日本の首相が日銀の追加利上げに難色を示したと報道されたことなどから、オーストラリアドルは円に対して上昇しました。

◎運用概況

当月、当ファンドの基準価額は前月末比で上昇し、また指数との比較でもアウトパフォームとなりました。

ポートフォリオでは、いわゆるA I（人工知能）脅威論を背景に一部の保有銘柄の株価が下落し、マイナスに働きました。一方で、決算発表後に株価が下落した銘柄に対して慎重な姿勢を維持していたことなどがプラスに寄与しました。特に、産業用R E I T大手や大手補聴器メーカーといった高バリュエーション銘柄が調整局面に入ったことが、相対パフォーマンスの押し上げ要因となりました。

◎今後の見通し

R B Aの2月の利上げは、長期的な引き締めサイクルの開始というよりも調整的な性格が強く、追加利上げについては経済指標次第ではないかと捉えています。

今後の市場動向については、地政学的リスク（中東情勢）やA I技術の進展による産業構造の変化が短期的な変動要因になる見込みです。一方で、企業収益は総じて堅調であり、資源価格の底堅さもオーストラリア市場を下支えすると考えられます。

当戦略では、2026年を通じて株式市場は概ねプラスのリターン（約10%程度）を提供するとみており、年後半にかけては地政学的リスクよりも企業収益動向が市場の主な焦点になると予想しています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／株式
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2049年8月13日まで（2008年9月26日設定）
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料 購入時の基準価額に対し3.3%（税抜3%）以内

※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用>

運用管理費用（信託報酬） ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.76%（税抜1.6%）

その他の費用・手数料 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬（有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55（税抜0.5）を乗じて得た額）などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

投資顧問会社 ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッド

受託会社 みずほ信託銀行株式会社

販売会社 販売会社については下記にお問い合わせください。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

〔ホームページ〕 www.amova-am.com

〔コールセンター〕 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。）

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様に「オーストラリア株式ファンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○		○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第6号	○		○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

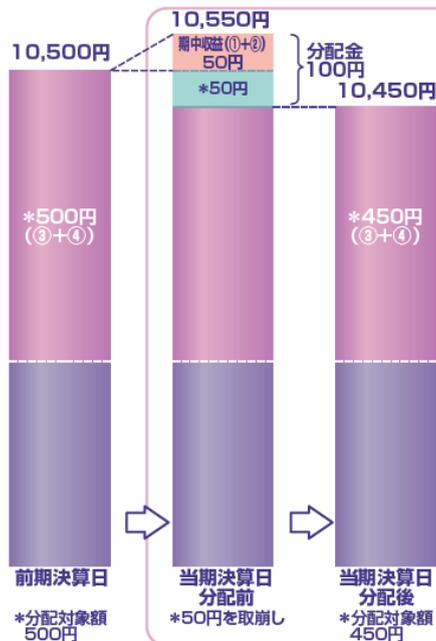
投資信託で分配金が支払われるイメージ



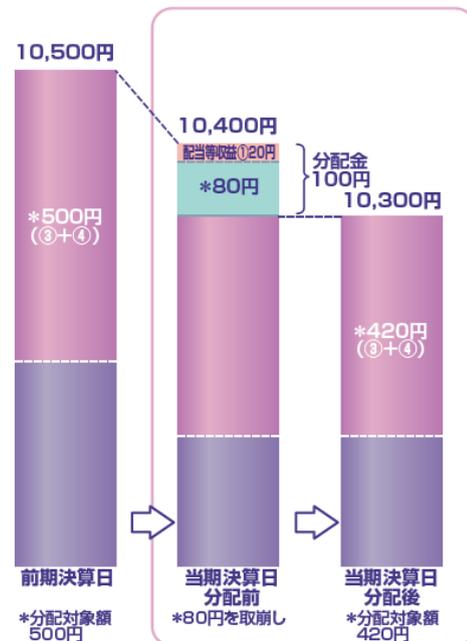
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

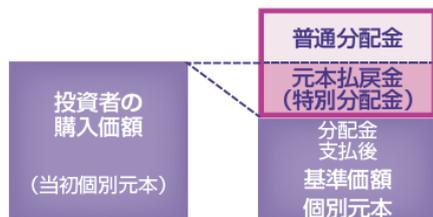


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

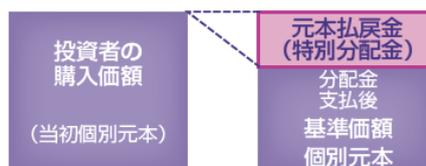
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。